

### 3 発達障害者支援センターの運営状況

調査の結果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>都道府県及び指定都市<sup>(注1)</sup>は、発達障害者及びその家族に対する相談支援、発達障害者に対する発達支援及び就労の支援等の業務を行うため、自ら又は社会福祉法人等への委託により発達障害者支援センターを運営することができるものとされている（発達障害者支援法第14条第1項）。</p> <p>（注1） 指定都市は、発達障害者支援法施行令第3条において、地方自治法施行令第174条の36第1項の規定に基づき、都道府県が処理することとされている事務を処理することとされている。</p> <p>なお、発達障害者支援法の施行前は、予算事業として、平成14年度から自閉症・発達障害者支援センターが運営されてきたが、発達障害者支援法の成立により発達障害者支援センターが同法に位置付けられたため、都道府県等は、自閉症・発達障害者支援センターを発達障害者支援センターとして指定することとなった。</p> <p>発達障害者支援センターは、平成28年5月現在、87か所（47都道府県に66か所、20指定都市に21か所）設置されている。</p>	<p>表3-①</p>
<p><b>（発達障害者支援センター運営事業）</b></p> <p>都道府県及び指定都市<sup>(注2)</sup>は、障害者総合支援法第78条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の15の規定に基づき、地域生活支援事業のうち特に専門性の高い相談支援事業として、「地域生活支援事業実施要綱」に沿って、「発達障害者支援センター運営事業」（必須事業）を実施することとされている。</p> <p>（注2） 指定都市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第51条第1項において、地方自治法施行令第174条の32第1項に基づき、都道府県が処理することとされている事務を処理することとされている。</p>	<p>表3-②</p> <p>表3-③</p>
<p>発達障害者支援センター運営事業は、「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」（平成24年4月5日付け障発0405第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて」（平成25年7月1日付け障発0701第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、地域の発達障害者を支援するため、i）発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、ii）発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援、iii）発達障害児（者）に対する就労支援並びにiv）関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修を実施することとされ、また、相談支援、発達支援及</p>	<p>表3-④</p> <p>表3-⑤</p> <p>表3-⑥</p>

<p>び就労支援を担当する職員として常勤職員を配置することとされている。</p> <p><b>(地域支援体制サポート事業)</b></p> <p>都道府県及び指定都市は、障害者総合支援法第78条第2項の規定に基づく地域生活支援事業の一つとして、「地域生活支援事業実施要綱」に沿って、発達障害者を含む障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な「地域支援体制サポート事業」(任意事業)を実施することができることとされている。</p> <p>地域支援体制サポート事業は、発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、i)市町村、事業所等が発達障害児(者)の特性に沿った対応ができるよう連絡、調整、助言、指導等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図ること、ii)管内で活動する発達障害者地域支援マネジャーで構成する地域支援体制マネジメントチームを組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図ることをその内容としている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、29発達障害者支援センター(以下、この項目において「センター」という。)における業務の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) <b>発達障害者支援センター運営事業の実施状況</b></p> <p><b>(体制、相談支援等の状況)</b></p> <p>調査した29センターの運営形態は、都道府県又は指定都市による直営が11センター(37.9%)、委託が18センター(62.1%)で、委託先は全て社会福祉法人となっていた。</p> <p>また、調査した29センターでは、いずれも、相談支援、発達支援、就労支援等を担当する常勤職員を配置し、必要に応じ非常勤職員を活用して業務に対応していた。</p> <p>平成26年度における相談支援・発達支援及び相談支援・就労支援<sup>(注3)</sup>の実支援人数をセンター別にみると、相談支援・発達支援(職員が児童相談所等の業務を行っている2センターは除く。)は、140人から2,403人まで、相談支援・就労支援(同)は、0人から348人までとなっていた。</p> <p>また、職員1人当たりの実支援人数をみると、相談支援・発達支援は24人から270人まで、相談支援・就労支援は0人から70人までとなっており、支援の程度にも左右されるため単純に比較はできないが、センター間で業務量に差がみられた。</p> <p>なお、相談支援・就労支援の実支援者数が0人となっているセンターでは、その理由について、就労支援を行っておらず、就労に関する相談支援の</p>	<p>表3-②(再掲)</p> <p>表3-⑦</p> <p>表3-⑦(再掲)</p> <p>表3-⑧</p> <p>表3-⑨、⑩</p> <p>表3-⑨(再掲)</p> <p>表3-⑩(再掲)</p>
--	---

数は、相談支援・発達支援の数に含まれているためとしている。

(注 3) 「相談支援・就労支援」は、就労支援に重点を置いた支援が行われた個別の相談であり、「相談支援・発達支援」は、「相談支援・就労支援」以外の個別の相談をいう。

#### (積極的な取組)

調査した 29 センターの中には、次のとおり、発達障害者に対する発達支援等に係る積極的な取組を行っている例がみられた。

- ① 発達支援を必要とする児童を担当する教員、保育士等を対象に、ペアレントトレーニングを教員等向けに応用したプログラムであるティーチャーズトレーニングを実施 (1 センター)
- ② 在宅の支援対象者のための居場所支援 (家庭外に出掛ける体験の提供等)、就労の支援対象者のための模擬就労体験支援 (軽作業の体験等)、就学中や就労中の支援対象者のための余暇活動支援 (参加者同士が安心して交流できる場の提供) を実施。なお、平成 26 年度の事業の利用実績は、延べ利用者数 320 人 (1 センター)
- ③ 知的障害のない成人期以降の発達障害者を対象に、グループワーク (学習、話し合い)、身体を動かす体験 (ストレッチ、深呼吸、リズム体操) 等を組み合わせたコースを実施。なお、平成 26 年度は 14 人が参加し、そのうち 13 人が「利用して良かった」等とアンケートで回答 (1 センター)
- ④ i) 就園前の発達に不安を抱える保護者の不安感を解消するため、保育士等が保護者からの相談に応じ、助言等を行う事業「親子の居場所 ぽかぽか広場」、ii) 医療機関の受診前や療育前に臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施する事業「にこにこ教室」を実施 (1 センター)

表 3-⑪

#### (2) 地域支援体制サポート事業の実施状況

調査した 29 センターのうち、平成 26 年度末時点で発達障害者地域支援マネジャーが配置されているのは 6 センター (20.7%) で、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の有資格者が 1 センター当たり 1 人から 6 人が配置されていた (うち 1 センターは、独自に発達障害者地域支援マネジャーと同じ役割を担う地域サポートコーチを配置)。

表 3-⑫

発達障害者地域支援マネジャーが配置されているセンターの中には、次のとおり、平成 26 年度に発達障害者地域支援マネジャーが市町村や事業所を複数回訪問するなど、地域支援機能の強化を図り、地域の支援体制の整備を進めている状況がみられた。

表 3-⑬

- ① 市町村に対する支援として、管内の 24 市町村を訪問し、市町村の実施体制や課題の把握、情報交換等を実施。また、事業所等に対する支援と

して、相談困難事例、就労支援を中心とした事例検討会を年2回開催し、講師等として参加。同事例検討会では、市町村職員や教育関係者など約40機関が参加し、グループ別に事例検討（グループワーク）を実施（1センター）

- ② 市町村に対する支援として、市町村の地域自立支援協議会への参加や同協議会の部会に講師等として参加。また、事業所等に対する支援として、延べ114事業所（参加人数は延べ417人）への支援を実施し、事業所が支援困難なケースや支援が難しいケースの検討を行い、事業所が発達障害者から相談を受けるに当たってのノウハウを提供（1センター）
- ③ 市町村に対する支援として、区役所職員等を対象として、発達障害の基礎的な講座等を開催し、発達障害の理解促進・啓発を実施。また、事業所等に対する支援として、発達障害者を支援する療育機関、保育所、就労移行支援事業所等への訪問を行い（144事業所、延べ536回）、支援方法の助言や事例検討等のコンサルテーションを実施（1センター）

また、2センターでは、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置し、地域支援体制マネジメントチームを整備し、平成26年度に次のような取組を実施していた。

- ① 発達障害者地域支援マネジャー6人が、学校、支援事業所、医療機関等に所属する23人と発達障害者地域支援体制強化に係る協議、事業所等に対する支援の実施状況等に関する意見交換等（年3回）や事例検討会（年1回）を実施（1センター）。
- ② 発達障害者地域支援マネジャー（地域サポートコーチ）5人が、スーパーバイザー（大学教授等3人）との事例検討会（年3回）等を実施（1センター）。

一方、発達障害者地域支援マネジャーが未配置<sup>(注4)</sup>となっている23センター（79.3%）では、その理由について、①センターの職員が発達障害者地域支援マネジャーの役割を果たしている（4センター）、②県の独自事業として県内の障害保健福祉圏域ごとに配置されている発達障がいサポート・マネージャーが関係機関との連携を図っている（1センター）などとしている一方で、③予算の確保が困難であること（8センター）を挙げているものが最も多かった。

（注4） 23センターのうち、1センターは当省の調査後の平成27年度に発達障害者地域支援マネジャーを配置している。

なお、発達障害者地域支援マネジャーが未配置のセンターの中にも、次のとおり、市町村の支援体制の整備に係る積極的な取組を行っているものがみられた。

表 3-⑭

表 3-⑮

表 3-⑯

① センターに配置されている発達障害サポートコーチ<sup>(注5)</sup>が、市町村を訪問し、発達障害に係る個別相談への助言、乳幼児健診への助言等を実施。発達障害サポートコーチによる市町村への助言等の回数は、平成22年度の360回から26年度には658回(22年度比約1.8倍)と増加(1センター)

(注5) 平成22年度から県の独自事業により配置されている(平成26年度末現在、2人配置)。

② 県内の各市町村に配置(一部の市町村には未配置)されている発達障害者支援コーディネーター<sup>(注6)</sup>の後方支援の一環として、同コーディネーターを集めた発達障害者支援関係者連絡会議(年4回)を開催し、県全体の課題、市町村の支援体制整備に向けた現状と課題について意見交換等を行い、情報共有。また、発達障害者支援コーディネーターが未配置の市町村にも訪問し、市町村の支援体制整備のための助言を実施(1センター)<sup>(注7)</sup>

(注6) 平成18年度から県の独自事業により配置されている(平成26年度末現在、県内27市町村のうち18市町村に1人以上配置)。

(注7) 平成27年度に発達障害者地域支援マネジャーを1人配置している。

表 3-① 発達障害者支援法における発達障害者支援センターに関する規定

○ **発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）抜粋**>

（発達障害者支援センター等）

第 14 条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

○ **発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）<抜粋>**

（大都市等の特例）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第 25 条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 36 に定めるところによる。

○ **地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）<抜粋>**

第 174 条の 36 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、指定都市が処理する精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）並びに発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 7 の規定による精神科病院の設置、同法第 19 条の 11 の規定による精神科救急医療の確保及び同法第 49 条第 3 項の規定による技術的事項についての協力等並びに発達障害者支援法第 10 条第 2 項の規定による就労のための準備に係る措置に関する事務を除く。）とする。

2～6 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 3-② 障害者総合支援法における地域生活支援事業に関する規定

○ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）**  
**<抜粋>**

（都道府県の地域生活支援事業）

第 78 条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第 77 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

○ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）**  
**<抜粋>**

（法第 78 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第 65 条の 15 法第 78 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 14 条第 1 項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

○ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）**  
**<抜粋>**

（大都市等の特例）

第 51 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第 106 の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 32 第 1 項から第 3 項までに定めるところによる。

2 （略）

○ **地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）**  
**<抜粋>**

第 174 条の 32 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 章第 1 節、第 2 節第 3 款及び第 5 款、第 3 節第 1 款及び第 3 款並びに第 4 節、第 78 条第 1 項、第 4 章、第 93 条第 1 号及び第 2 号（同項に関する部分に限る。）並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（略）とする。（以下略）

2～4 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 3-③ 地域生活支援事業の実施について（通知）（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）＜抜粋＞

別紙 1	地域生活支援事業実施要綱
(別記 12)	専門性の高い相談支援事業
1 目的	特に <u>専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</u>
(注)	交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、障害者総合支援事業費補助金により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。 なお、「障害児等療育支援事業」及び「障害者就業・生活支援センター事業」については、別添 3 のとおりである。
2 実施内容	
(1)	<u>発達障害者支援センター運営事業</u> 平成17年 7 月 8 日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業等の実施について」に基づき実施する事業。
(2)	(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3-④ 「「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」の一部改正について」（平成 24 年 4 月 5 日付け障発 0405 第 15 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）＜抜粋＞

別添	発達障害者支援センター運営事業実施要綱
1 目的	発達障害者支援センター（以下「センターという。」）は、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、 <u>発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</u>
2 実施主体	
(1)	<u>実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</u> ただし、都道府県等は、センターの行う事業の全部又は一部について、発達障害者支援法（平成17年法律第167号）第14条第1項に基づく指定を受けた社会福祉法人その他の発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第2条に定める法人（以下「社会福祉法人等という。」）に委託することができる。



(2) 社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人等は、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

3～5 (略)

## 6 事業の内容

センターにおいては、地域の発達障害児（者）を支援するため、次に定める事業を実施する。

### (1) 発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

- ① 発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。
- ② 発達障害児（者）に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の発達障害児（者）のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。

### (2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援

- ① 発達障害児（者）及びその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障害児（者）の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに必要に応じて、発達障害児（者）の医学的な診断及び心理的な判定を行うこととする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携を図るものとする。
- ② 障害児入所施設、障害者支援施設及び保育所等を利用している発達障害児（者）に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行うものとする。
- ③ 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合には、センターを附置した障害児入所施設等において一時的な保護を行うものとする。なお、この場合には、短期入所（ショートステイ）の利用として取り扱うこととする。

### (3) 発達障害児（者）に対する就労支援

就労を希望する発達障害児（者）に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図るものとする。

### (4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ① 発達障害の特性及び対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所（市町村保健センターを含む。以下同じ。）、児童発達支援センター及び障害児入所施設（以下「児童発達支援センター等」という。）において活用を促すとともに、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等に配布することなどにより地域住民に対する普及啓発を図り、発達障害児（者）に関する理解の促進に努める。
- ② 発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童発達支援センター等の専門機関等の職員の育成や学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施する。

## 7 職員の配置等

### (1) 職員の配置

この事業を行うにあたっては、あらかじめ、センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する次の職員は常勤の者でなければならない。

なお、事業を担当する職員は、センターを附置した障害児入所施設等の入所児（者）に対する支援業務は行わないものとする。

#### ① 相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識

を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者。

② 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者。

③ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者。

(2) (略)

8～12 (略)

13 費用の支弁

センターの行う事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。

14 経費の補助

国は、都道府県等がセンターの行う事業のために支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-⑤ 「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて」（平成 25 年 7 月 1 日付け障障発 0701 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）＜抜粋＞

1、2 (略)

3 事業を実施する上での留意点等について

センターが、発達障害児（者）及びその家族を支援するために、各事業を実施する上での留意点は下記 (1) から (4) のとおりとすること。

また、下記 (1) から (3) の事業を実施するに当たっては、必要に応じて、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、保健所（市町村保健センターを含む）、児童発達支援センター、障害児入所施設、精神保健福祉センター、医療機関、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を密にし、支援内容に関する情報共有等を行うこと。

その上で、センターは、発達障害児（者）及びその家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけることを目標とするものとし、地域の関係機関の職員だけでは対応が困難な事例について、必要なアドバイスを行うなど、発達障害に関する知見を活用した専門的な支援を行うものとする。

(1) 発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

(略)

(2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援

(略)

(3) 発達障害児（者）に対する就労支援

(略)

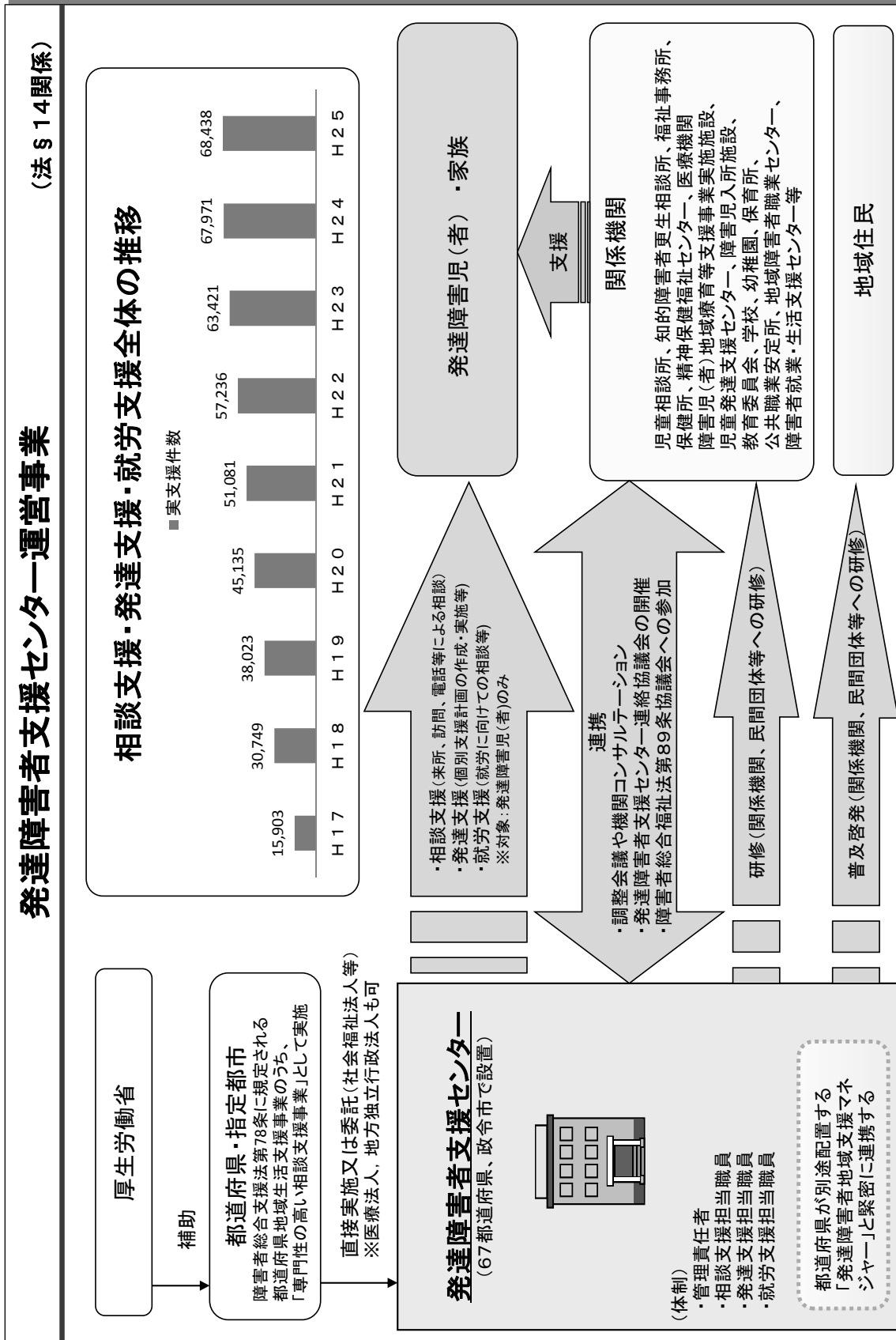
(4) 関係施設及び関係機関等に対する研修

(略)

4～6 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3-⑥ 発達障害者支援センター運営事業の概要



(注) 厚生労働省の資料による。

表 3-⑦ 地域支援体制サポート事業

地域生活支援事業実施要綱〈抜粋〉

任意事業

必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。

○ 事業内容の例

【日常生活支援】

(1)～(3) (略)

(4) 発達障害者支援体制整備

ア 目的 (略)

イ 事業内容等

(ア) 実施について

以下の(イ)から(エ)に定める各支援事業の実施主体は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) 地域支援体制サポート

a 目的

住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。

b 事業の内容

発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言、指導等

i 発達障害者地域支援マネジャーの配置等

発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託し、「発達障害者地域支援マネジャー」(以下、「マネジャー」という。)を配置して市町村、事業所、医療機関等が発達障害児(者)の特性に沿った対応ができるよう連絡、調整、助言、指導等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。

また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。

ii マネジャーの業務

マネジャーは以下の業務を行うものとする。

(i) 市町村支援

マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村内の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。

(ii) 事業所等支援

マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を行う。

(iii) 医療機関との連携

マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を構築し、専門的な診断評価や行動障害等に係る入院治療その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療の提供に必要な情報の収集・集約を行うほか、医療機関と関係機関等との連絡、調整等を行う。

iii マネジャーとなる者

マネジャーとなる者は、発達障害児(者)の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関等の連携に必要な連絡、調整、助言、指導等を総合的に行うことができる者とする。

また、発達障害児(者)支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-⑧ 調査した 29 発達障害者支援センターの設置状況

区分 都道府県 ・指定都市別	発達障害者支援センター名	直営・委託の別		事業開始年月
		直営	委託	
北海道	北海道発達障害者支援センター		○	平成 14 年 4 月
札幌市	札幌市自閉症・発達障がい支援センター		○	平成 17 年 11 月
青森県	青森県発達障害者支援センター		○	平成 17 年 12 月
宮城県	宮城県発達障害者支援センター		○	平成 18 年 11 月
仙台市	仙台市北部発達相談支援センター	○		平成 14 年 4 月
	仙台市南部発達相談支援センター	○		平成 24 年 1 月
栃木県	栃木県発達障害者支援センター	○		平成 17 年 4 月
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター		○	平成 14 年 10 月
さいたま市	さいたま市発達障害者支援センター	○		平成 21 年 10 月
東京都	東京都発達障害者支援センター		○	平成 15 年 1 月
長野県	長野県発達障がい者支援センター	○		平成 17 年 3 月
愛知県	あいち発達障害者支援センター	○		平成 15 年 5 月
名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター	○		平成 18 年 4 月
大阪府	大阪府発達障がい者支援センター		○	平成 14 年 6 月
大阪市	大阪市発達障がい者支援センター		○	平成 18 年 1 月
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター		○	平成 17 年 10 月
島根県	島根県東部発達障害者支援センター		○	平成 18 年 4 月
	島根県西部発達障害者支援センター		○	平成 18 年 4 月
岡山県	おかやま発達障害者支援センター		○	平成 14 年 10 月
岡山市	岡山市発達障害者支援センター	○		平成 23 年 11 月
広島県	広島県発達障害者支援センター		○	平成 17 年 10 月
広島市	広島市発達障害者支援センター		○	平成 17 年 10 月
徳島県	徳島県発達障がい者総合支援センター	○		平成 18 年 4 月
香川県	香川県発達障害者支援センター		○	平成 15 年 3 月
愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター	○		平成 19 年 4 月
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	○		平成 18 年 4 月
福岡県	福岡県発達障害者支援センター		○	平成 17 年 4 月
北九州市	北九州市発達障害者支援センター		○	平成 15 年 10 月
宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター		○	平成 15 年 12 月
計	センター (29 か所) (100%) (都道府県センター (20 か所)、 市センター (9 か所))	11 か所 (37.9%)	18 か所 (62.1%)	-

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 発達障害者支援法の施行 (平成 17 年 4 月) 前から事業を実施しているものは、平成 14 年度から厚生労働省の予算補助を受け、自閉症・発達障害者支援センターとして設置・運営していたものである。  
 3 「直営・委託の別」のうち、「委託」に○の付く委託先は、全て社会福祉法人である。

表 3-⑨ 発達障害者支援センターにおける相談支援・発達支援の実績（平成 26 年度）

（単位：人）

発達障害者支援センター名	職員数			相談支援・ 発達支援数 (b)	職員 1 人当 り実支援人数 (b/a)
	常勤	非常勤	計 (a)		
北海道発達障害者支援センター	5	2	7	198	28.3
青森県発達障害者支援センター	6	0	6	595	99.2
宮城県発達障害者支援センター	4	6	10	328	32.8
栃木県発達障害者支援センター	3	3	6	633	105.5
埼玉県発達障害者支援センター	6	2	8	1,244	155.5
東京都発達障害者支援センター	7	2	9	2,403	267.0
長野県発達障がい者支援センター	7	1	8	475	59.4
あいち発達障害者支援センター	7	1	8	980	122.5
大阪府発達障がい者支援センター	5	2	7	1,006	143.7
和歌山県発達障害者支援センター	4	4	8	848	106.0
島根県東部発達障害者支援センター	5	1	6	351	58.5
島根県西部発達障害者支援センター	6	0	6	353	58.8
おokayama発達障害者支援センター	5	0	5	140	28.0
広島県発達障害者支援センター	4	1	5	211	42.2
徳島県発達障がい者総合支援センター	12	3	15	948	63.2
香川県発達障害者支援センター	4	0	4	182	45.5
愛媛県発達障害者支援センター	6	0	6	692	115.3
高知県立療育福祉センター発達支援部	9	3	12	293	24.4
福岡県発達障害者支援センター	4	1	5	394	78.8
宮崎県中央発達障害者支援センター	10	2	12	739	61.6
札幌市自閉症・発達障がい支援センター	5	0	5	1,350	270.0
さいたま市発達障害者支援センター	5	0	5	791	158.2
名古屋市発達障害者支援センター	5	2	7	1,126	160.9
大阪市発達障がい者支援センター	10	1	11	866	78.7
岡山市発達障害者支援センター	6	10	16	912	57.0
広島市発達障害者支援センター	4	1	5	730	146.0
北九州市発達障害者支援センター	5	0	5	870	174.0

- (注) 1 当省の調査結果及び厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 仙台市北部発達相談支援センターと仙台市南部発達相談支援センターは、両センターの職員がいずれも発達障害に係る業務のみでなく、児童相談所等の業務も実施しているため、本表から除外した。  
3 「相談支援・発達支援数」は、実支援人数である。

表 3-⑩ 発達障害者支援センターにおける相談支援・就労支援の実績（平成 26 年度）

（単位：人）

発達障害者支援センター名	職員数			相談支援・ 就労支援数 (b)	職員 1 人当 り実支援人数 (b/a)
	常勤	非常勤	計 (a)		
北海道発達障害者支援センター	5	2	7	161	23.0
青森県発達障害者支援センター	6	0	6	171	28.5
宮城県発達障害者支援センター	4	6	10	141	14.1
栃木県発達障害者支援センター	3	3	6	75	12.5
埼玉県発達障害者支援センター	6	2	8	85	10.6
東京都発達障害者支援センター	7	2	9	332	36.9
長野県発達障がい者支援センター	7	1	8	80	10.0
あいち発達障害者支援センター	7	1	8	0	0.0
大阪府発達障がい者支援センター	5	2	7	224	32.0
和歌山県発達障害者支援センター	4	4	8	38	4.8
島根県東部発達障害者支援センター	5	1	6	40	6.7
島根県西部発達障害者支援センター	6	0	6	97	16.2
おokayama発達障害者支援センター	5	0	5	51	10.2
広島県発達障害者支援センター	4	1	5	57	11.4
徳島県発達障がい者総合支援センター	12	3	15	166	11.1
香川県発達障害者支援センター	4	0	4	150	37.5
愛媛県発達障害者支援センター	6	0	6	53	8.8
高知県立療育福祉センター発達支援部	9	3	12	84	7.0
福岡県発達障害者支援センター	4	1	5	48	9.6
宮崎県中央発達障害者支援センター	10	2	12	86	7.2
札幌市自閉症・発達障がい支援センター	5	0	5	70	14.0
さいたま市発達障害者支援センター	5	0	5	348	69.6
名古屋市発達障害者支援センター	5	2	7	243	34.7
大阪市発達障がい者支援センター	10	1	11	151	13.7
岡山市発達障害者支援センター	6	10	16	72	4.5
広島市発達障害者支援センター	4	1	5	60	12.0
北九州市発達障害者支援センター	5	0	5	34	6.8

- (注) 1 当省の調査結果及び厚生労働省の資料等に基づき、当省が作成した。  
2 仙台市北部発達相談支援センターと仙台市南部発達相談支援センターは、両センターの職員がいずれも発達障害に係る業務のみでなく、児童相談所等の業務も実施しているため、本表から除外した。  
3 「相談支援・就労支援数」は、実支援人数である。  
4 「あいち発達障害者支援センター」の支援実績が0となっている理由について、同センターでは、就労支援を行っておらず、就労に関する相談支援の数は、「相談支援・発達支援数」に含まれているためとしている。

表 3-⑪ 発達障害者支援センターにおける発達支援等に関する積極的な取組例

No.	センター名	概要
1	高知県立療育福祉センター発達支援部	<p>平成 26 年度から、独自の取組として、発達支援を必要とする児童を担当する教員、保育士等を対象に、ペアレントトレーニングを教員等向けに応用したプログラムであるティーチャーズトレーニングを実施している。</p>
2	さいたま市発達障害者支援センター	<p>既存の社会資源につながりにくく、孤立しやすい発達障害者のために、発達障害の特性に配慮した家庭外の居場所及び日中体験活動の場を設け、その人らしい社会生活の実現に向けた取組を行うため、次の事業を実施している。平成 26 年度の事業の利用実績は、実利用者数 21 人、延べ利用者数 320 人であった。</p> <p>① 在宅の支援対象者のための居場所支援 主に在宅の支援対象者に対し、家庭外に出掛ける体験や家族以外の人と共に過ごす体験及び仲間作りや対人関係の再構築の場を提供</p> <p>② 就労の支援対象者のための模擬就労体験支援 おおむね集団活動に対応できる支援対象者に対し、配慮された環境で軽作業に取り組む体験等を通し、社会参加や就労支援に向かう一つの契機として参加する場を提供</p> <p>③ 就学中や就労中の支援対象者のための余暇活動支援 主に、大学、専門学校などに就学中、就労中（アルバイトも含む。）の支援対象者に対して、余暇活動（DVD鑑賞・音楽鑑賞・茶話会・ゲーム）等を行いながら、参加者同士が安心して交流できる場を提供</p>
3	大阪市発達障がい者支援センター	<p>知的障害のない成人期以降の発達障害者を対象に、自身の障害の特性や感情のコントロール方法を知り、身体を動かすことによるストレス解消を実感することを目的として、スポーツセンター等において、グループワーク（学習・話し合い）、身体を動かす体験（ストレッチ、深呼吸、リズム体操）等を組み合わせたコースを実施している。</p> <p>平成 26 年度の実績は、2 回の実施で 14 人が参加しており、アンケート結果では 14 人中 13 人が「利用して良かった」等と回答している。</p> <p>事業の効果について、センターでは、「知的障害のない成人期以降の発達障害者を対象に、グループワークと身体を動かす体験を組み合わせることににより、在宅・引きこもりがちな相談者の社会性の向上を図り、早期の就労支援につながることを期待できる」としている。</p>



4	岡山市発達障害者支援センター	<p>①就園前の発達に不安を抱える保護者の不安感を解消するため、医療機関の診断前に保育士等が保護者からの相談に応じ、助言等を行う事業「親子の居場所 ぽかぽか広場」、②医療機関の受診前や療育前に臨床心理士等が親子小集団活動等を実施する事業「にこにこ教室」を実施している。</p> <p>① 「親子の居場所 ぽかぽか広場」</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="411 477 571 517">項目</th> <th colspan="4" data-bbox="571 477 1442 517">概要</th> </tr> <tr> <td data-bbox="411 517 571 560">開始年度</td> <td colspan="4" data-bbox="571 517 1442 560">平成 23 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 560 571 723">目的</td> <td colspan="4" data-bbox="571 560 1442 723">就園前の発達に不安を抱える保護者とその子どものために居場所を提供するもので、保護者の相談に応じるとともに、子どもの発達について保護者の気づきを促し、適切な助言を行い、個々に応じた養育支援を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 723 571 801">対象</td> <td colspan="4" data-bbox="571 723 1442 801">就園前年齢（おおむね 2～3 歳）で未診断の幼児中心。保育所、幼稚園及び療育へ通っている幼児は対象外</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 801 571 965">内容</td> <td colspan="4" data-bbox="571 801 1442 965"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小集団での親子遊び、自由遊び、保護者グループワーク、個別相談等を実施</li> <li>・センター職員が子どもの様子を保護者と共有し、保護者からの相談に保育士、保健師、医師、ペアレントメンター等が対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 965 571 1330">事業実績</td> <td colspan="4" data-bbox="571 965 1442 1330"> <p>平成 24 年度から 26 年度までの事業実績は次表のとおり。</p> <p>表 「親子の居場所 ぽかぽか広場」の開催実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 1081 778 1122">区分</th> <th data-bbox="778 1081 986 1122">平成 24 年度</th> <th data-bbox="986 1081 1193 1122">25 年度</th> <th data-bbox="1193 1081 1401 1122">26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 1122 778 1205">場所</td> <td data-bbox="778 1122 986 1205">児童館等 (3 か所)</td> <td data-bbox="986 1122 1193 1205">児童館等 (3 か所)</td> <td data-bbox="1193 1122 1401 1205">児童館等 (3 か所)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1205 778 1245">回数</td> <td data-bbox="778 1205 986 1245">年間 16 回</td> <td data-bbox="986 1205 1193 1245">年間 16 回</td> <td data-bbox="1193 1205 1401 1245">年間 16 回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1245 778 1285">実支援人数</td> <td data-bbox="778 1245 986 1285">52 組 (親子)</td> <td data-bbox="986 1245 1193 1285">56 組 (親子)</td> <td data-bbox="1193 1245 1401 1285">57 組 (親子)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1330 571 1413">事業費 (26 年度)</td> <td colspan="4" data-bbox="571 1330 1442 1413">802,052 円</td> </tr> </table> <p>② 「にこにこ教室」</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="411 1507 571 1547">項目</th> <th colspan="4" data-bbox="571 1507 1461 1547">概要</th> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1547 571 1610">開始年度</td> <td colspan="4" data-bbox="571 1547 1461 1610">平成 23 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1610 571 1751">目的</td> <td colspan="4" data-bbox="571 1610 1461 1751">発達障害や子育てに関する情報提供、養育に関する適切な指導、助言等を行うことにより、不安や悩みを抱えている保護者の子育て支援を促進し、早期支援の充実を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1751 571 1852">対象</td> <td colspan="4" data-bbox="571 1751 1461 1852">岡山市在住で、発達障害の疑いがあり、医療機関の受診や療育機関での療育を待っている幼児（2～3 歳）とその保護者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1852 571 2040">内容</td> <td colspan="4" data-bbox="571 1852 1461 2040">医療機関の受診や療育の前段階（プレ療育）として実施。医療機関の受診や療育機関での療育待ち状況にある幼児と保護者を対象に、センターの臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施。また、保護者に対して子どもの特性に</td> </tr> </table>	項目	概要				開始年度	平成 23 年度				目的	就園前の発達に不安を抱える保護者とその子どものために居場所を提供するもので、保護者の相談に応じるとともに、子どもの発達について保護者の気づきを促し、適切な助言を行い、個々に応じた養育支援を行う。				対象	就園前年齢（おおむね 2～3 歳）で未診断の幼児中心。保育所、幼稚園及び療育へ通っている幼児は対象外				内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小集団での親子遊び、自由遊び、保護者グループワーク、個別相談等を実施</li> <li>・センター職員が子どもの様子を保護者と共有し、保護者からの相談に保育士、保健師、医師、ペアレントメンター等が対応</li> </ul>				事業実績	<p>平成 24 年度から 26 年度までの事業実績は次表のとおり。</p> <p>表 「親子の居場所 ぽかぽか広場」の開催実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 1081 778 1122">区分</th> <th data-bbox="778 1081 986 1122">平成 24 年度</th> <th data-bbox="986 1081 1193 1122">25 年度</th> <th data-bbox="1193 1081 1401 1122">26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 1122 778 1205">場所</td> <td data-bbox="778 1122 986 1205">児童館等 (3 か所)</td> <td data-bbox="986 1122 1193 1205">児童館等 (3 か所)</td> <td data-bbox="1193 1122 1401 1205">児童館等 (3 か所)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1205 778 1245">回数</td> <td data-bbox="778 1205 986 1245">年間 16 回</td> <td data-bbox="986 1205 1193 1245">年間 16 回</td> <td data-bbox="1193 1205 1401 1245">年間 16 回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1245 778 1285">実支援人数</td> <td data-bbox="778 1245 986 1285">52 組 (親子)</td> <td data-bbox="986 1245 1193 1285">56 組 (親子)</td> <td data-bbox="1193 1245 1401 1285">57 組 (親子)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	場所	児童館等 (3 か所)	児童館等 (3 か所)	児童館等 (3 か所)	回数	年間 16 回	年間 16 回	年間 16 回	実支援人数	52 組 (親子)	56 組 (親子)	57 組 (親子)	事業費 (26 年度)	802,052 円				項目	概要				開始年度	平成 23 年度				目的	発達障害や子育てに関する情報提供、養育に関する適切な指導、助言等を行うことにより、不安や悩みを抱えている保護者の子育て支援を促進し、早期支援の充実を図る。				対象	岡山市在住で、発達障害の疑いがあり、医療機関の受診や療育機関での療育を待っている幼児（2～3 歳）とその保護者				内容	医療機関の受診や療育の前段階（プレ療育）として実施。医療機関の受診や療育機関での療育待ち状況にある幼児と保護者を対象に、センターの臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施。また、保護者に対して子どもの特性に			
項目	概要																																																																													
開始年度	平成 23 年度																																																																													
目的	就園前の発達に不安を抱える保護者とその子どものために居場所を提供するもので、保護者の相談に応じるとともに、子どもの発達について保護者の気づきを促し、適切な助言を行い、個々に応じた養育支援を行う。																																																																													
対象	就園前年齢（おおむね 2～3 歳）で未診断の幼児中心。保育所、幼稚園及び療育へ通っている幼児は対象外																																																																													
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小集団での親子遊び、自由遊び、保護者グループワーク、個別相談等を実施</li> <li>・センター職員が子どもの様子を保護者と共有し、保護者からの相談に保育士、保健師、医師、ペアレントメンター等が対応</li> </ul>																																																																													
事業実績	<p>平成 24 年度から 26 年度までの事業実績は次表のとおり。</p> <p>表 「親子の居場所 ぽかぽか広場」の開催実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 1081 778 1122">区分</th> <th data-bbox="778 1081 986 1122">平成 24 年度</th> <th data-bbox="986 1081 1193 1122">25 年度</th> <th data-bbox="1193 1081 1401 1122">26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 1122 778 1205">場所</td> <td data-bbox="778 1122 986 1205">児童館等 (3 か所)</td> <td data-bbox="986 1122 1193 1205">児童館等 (3 か所)</td> <td data-bbox="1193 1122 1401 1205">児童館等 (3 か所)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1205 778 1245">回数</td> <td data-bbox="778 1205 986 1245">年間 16 回</td> <td data-bbox="986 1205 1193 1245">年間 16 回</td> <td data-bbox="1193 1205 1401 1245">年間 16 回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1245 778 1285">実支援人数</td> <td data-bbox="778 1245 986 1285">52 組 (親子)</td> <td data-bbox="986 1245 1193 1285">56 組 (親子)</td> <td data-bbox="1193 1245 1401 1285">57 組 (親子)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	場所	児童館等 (3 か所)	児童館等 (3 か所)	児童館等 (3 か所)	回数	年間 16 回	年間 16 回	年間 16 回	実支援人数	52 組 (親子)	56 組 (親子)	57 組 (親子)																																																										
区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度																																																																											
場所	児童館等 (3 か所)	児童館等 (3 か所)	児童館等 (3 か所)																																																																											
回数	年間 16 回	年間 16 回	年間 16 回																																																																											
実支援人数	52 組 (親子)	56 組 (親子)	57 組 (親子)																																																																											
事業費 (26 年度)	802,052 円																																																																													
項目	概要																																																																													
開始年度	平成 23 年度																																																																													
目的	発達障害や子育てに関する情報提供、養育に関する適切な指導、助言等を行うことにより、不安や悩みを抱えている保護者の子育て支援を促進し、早期支援の充実を図る。																																																																													
対象	岡山市在住で、発達障害の疑いがあり、医療機関の受診や療育機関での療育を待っている幼児（2～3 歳）とその保護者																																																																													
内容	医療機関の受診や療育の前段階（プレ療育）として実施。医療機関の受診や療育機関での療育待ち状況にある幼児と保護者を対象に、センターの臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施。また、保護者に対して子どもの特性に																																																																													

		応じた関わり方を指導																
	事業実績	平成 24 年度から 26 年度までの事業実績は次表のとおり。  表 「にこにこ教室」の開催実績 <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>平成 24 年度</td> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>センター (1 か所)</td> <td>センター (1 か所)</td> <td>センター (1 か所)</td> </tr> <tr> <td>回 数</td> <td>1 クール 10 回 ×4</td> <td>1 クール 10 回 ×3</td> <td>1 クール 10 回 ×3</td> </tr> <tr> <td>実支援 人 数</td> <td>27 組 (親子)</td> <td>22 組 (親子)</td> <td>22 組 (親子)</td> </tr> </table>	区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	場 所	センター (1 か所)	センター (1 か所)	センター (1 か所)	回 数	1 クール 10 回 ×4	1 クール 10 回 ×3	1 クール 10 回 ×3	実支援 人 数	27 組 (親子)	22 組 (親子)	22 組 (親子)
区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度															
場 所	センター (1 か所)	センター (1 か所)	センター (1 か所)															
回 数	1 クール 10 回 ×4	1 クール 10 回 ×3	1 クール 10 回 ×3															
実支援 人 数	27 組 (親子)	22 組 (親子)	22 組 (親子)															
	事業費 (26 年度)	244,052 円																

(注) 当省の調査結果による。

表 3-⑫ 発達障害者支援センターにおける発達障害者地域支援マネジャーの配置状況

発達障害者支援センター名	区分	マネジャーの配置数	発達障害者地域支援マネジャーの職種
東京都発達障害者支援センター		3 人	臨床心理士
大阪府発達障がい者支援センター		4 人	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等
島根県東部発達障害者支援センター		1 人	臨床心理士、保育士
香川県発達障害者支援センター		6 人	社会福祉士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士
高知県立療育福祉センター発達支援部		2 人	臨床心理士、臨床発達心理士
大阪市発達障がい者支援センター		5 人	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、言語聴覚士、保育士等

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成 26 年度末時点における発達障害者地域支援マネジャーの配置状況である。  
3 大阪市発達障がい者支援センターが配置している 5 人は、発達障害者地域支援マネジャーと同じ役割を担う地域サポートコーチである。

表 3-⑬ 発達障害者支援センターにおける発達障害者地域支援マネジャーの主な取組状況（平成 26 年度）

No.	センター名	概要
1	東京都発達障害者支援センター	市町村に対する支援として、東京都の担当者とともに 24 市町村を訪問し、市区町村の実施体制や市区町村における課題の聞き取り、情報交換等を実施している。 また、事業所等に対する支援として、相談困難事例、就労支援を中心とした事例検討会を年 2 回開催し、講師やスーパーバイザーとして参加している。事例検討会では、市区町村職員や教育関係者など約 40 機関が参加し、4、5 のグループ別に事例検討（グループワーク）を実施している。
2	大阪府発達がい者支援センター	市町村に対する支援として、市町村の地域自立支援協議会への参加や同協議会部に講師やスーパーバイザーとして参加している。 また、事業所等に対する支援として、事業所等訪問のコーディネーター派遣事業として、延べ 114 事業所（参加人数は延べ 417 人）への支援を行っている。事業所等に対する支援における事例検討においては、主として、事業所が支援困難なケースや支援が難しいケースの検討を行い、事業所が円滑に発達障害者から相談を受けるために必要なノウハウの提供等を行っている。
3	大阪市発達がい者支援センター	市町村に対する支援として、区役所職員等を対象として、発達障害の基礎的な講座等を開催し、発達障害の理解促進・啓発を実施している。 また、事業所等に対する支援として、発達障害者を支援する療育機関、保育所、就労移行支援事業所等への訪問を 144 事業所（延べ 536 回）行っており、支援方法の助言や事例検討等のコンサルテーションを実施している。

（注） 当省の調査結果による。

表 3-⑭ 発達障害者支援センターにおける地域支援体制マネジメントチームの活動状況（平成 26 年度）

No.	センター名	概要
1	香川県発達障害者支援センター	発達障害者地域支援マネジャー 6 人が、学校、支援事業所、医療機関等の 23 人との間で、①年 3 回の連絡会（発達障害者地域支援体制強化に係る協議、事業所等に対する支援の実施状況等に関する意見交換等）、②年 1 回の事例検討会（グループワークによる事例研究等）を実施している。 また、県内 2 か所で開催する一般公開講座を、発達障害者地域支援マネジャーと地域支援体制マネジメントチームの共同で行っている。
2	大阪市発達障がい者支援センター	発達障害者地域支援マネジャー（地域サポートコーチ） 5 人が、①毎月 1 回の発達障害者支援センターの所長及び副所長との連絡会（必要に応じてケース会議も開催）、②年 3 回のスーパーバイザー（大学教授、特別支援教育士及び自閉症支援者の人材育成法人の 3 人）との事例検討会を実施している。

（注） 当省の調査結果による。

表 3-⑮ 発達障害者地域支援マネジャーを配置していない理由

(単位：センター)

理由	センター数
・ 予算の確保が困難であること。	8
・ 発達障害者地域支援マネジャーの配置を検討中であること。	5
・ 発達障害者地域支援マネジャーの役割とされている事業所への支援や関係機関との連携等の業務については、センターの職員がその役割を果たしていること。	4
・ 県の独自事業として、平成 25 年度から県内の障害保健福祉圏域ごとに発達障がいサポート・マネージャー（発達障害者を支える支援者の連携・協力体制を取りまとめる役目を担う者）の配置を進めており、同マネージャーが関係機関との連携を図っていること。	1
・ 障害者基幹相談支援センター（市の委託機関）において、以前から障害者の地域支援体制整備が進められており、関係機関との連携を図っていること。	1
・ センターに配置している発達障害サポートコーチが市町村を訪問し、発達障害に係る個別相談への助言等を行っていること。	1
・ 県内市町における相談支援体制の整備を優先した取組を行っていること。	1
・ 指定都市における活用例が少なく、十分に検討していないこと。	1

(注) 当省の調査結果による。

表 3-⑯ 発達障害者支援センターにおける市町村の支援体制の整備に係る積極的な取組状況

No.	センター名	概要												
1	青森県発達障害者支援センター	<p>センターでは、発達障害サポートコーチ<sup>(注)</sup> 2 人が、市町村を訪問し、①発達障害に係る個別相談への助言、②乳幼児健診等への助言、③講師依頼への対応等を実施している。</p> <p>平成 22 年度から 26 年度までの発達障害サポートコーチの活動状況をみると、次表のとおり、活動回数（市町村への助言等）が増加しており、26 年度の実績 658 回は、22 年度（360 回）の約 1.8 倍となっている。</p> <p>発達障害サポートコーチの活動回数が増加している理由について、センターでは、「発達障害に関する報道により社会の認知度が高まり、子どもに発達障害があると考える保護者が増えてきたが、発達障害児を受け入れる療育機関自体は不足しており、保育所、幼稚園及び学校が発達障害児の受皿になっていることから、保育士や教員において発達障害に関する知識が必要となってきたためではないか」としている。</p> <p>表 発達障害サポートコーチの活動回数</p> <p style="text-align: right;">(単位：回)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動回数</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td style="text-align: center;">463</td> <td style="text-align: center;">493</td> <td style="text-align: center;">538</td> <td style="text-align: center;">658</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発達障害サポートコーチは、平成 22 年度から県の独自事業により配置されている（平成 26 年度末現在 2 人配置）。</p>	区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	活動回数	360	463	493	538	658
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度									
活動回数	360	463	493	538	658									

2	<p>おかやま発達障害者支援センター</p>	<p>センターでは、県内の各市町村に配置（一部の市町村には未配置）されている発達障害者支援コーディネーター<sup>(注)</sup>の後方支援の一環として、①発達障害者支援コーディネーターを集めた発達障害者支援関係者連絡会議を年4回開催し、県全体の課題、市町村の支援体制整備に向けた現状と課題について意見交換等を行い、情報を共有、②市町村が実施する保育所等への巡回指導への協力等を実施している。</p> <p>また、発達障害者支援コーディネーターが配置されていない市町村にも訪問し、市町村の支援体制整備のための助言等を実施している。</p> <p>なお、センターは、平成27年度に発達障害者地域支援マネジャーを配置している。</p> <p>(注) 発達障害者支援コーディネーターは、平成18年度から県の独自事業により各市町村に配置されている（平成26年度末現在、県内27市町村のうち18市町村に1人以上配置）。</p>
---	------------------------	--

(注) 当省の調査結果による。